

## <販売環境整備事業の概要>

### 1. 目的

(社)米穀安定供給確保支援機構(以下「機構」という)は、平成23米穀年度(平成22年11月から平成23年10月までをいう。)の主食用米穀の販売環境の適正化を図るため、平成23米穀年度において主食用に販売する見込みがない平成22年産米を集出荷業者等が自主的に飼料用等主食以外に処理する取組みに対し、過剰米対策資金(321億円)を活用して支援する。

### 2. 対象米穀

集荷円滑化対策事業に加入実績があり、かつ国の戸別所得補償モデル事業に参加した者(以下「対象農業者」という)が生産した22年産主食用米(農産物検査法(昭和26年法律第114号)第3条の品位等検査を受けたものに限る。)で、平成23米穀年度において主食用に販売する見込みがない米穀。ただし、当該品位等検査の結果、3等以上に格付けされなかったものは、機構の判断により本対象米穀としないことができる。

### 3. 対象者

対象農業者および対象農業者から米穀を集荷した集出荷業者または当該集出荷業者の全国団体。

### 4. 事業の主な内容

- (1) 対象者は、自ら対象米穀を飼料用等主食以外への処理を希望する対象米穀数量をとりまとめた「平成23米穀年度販売環境整備計画書」(以下、計画書という)を、米穀機構に提出する。
- (2) 機構は、計画書に基づき対象者と売買契約を締結する。なお、対象米穀計画数量に5で定める品質に応じた単価を乗じた額など事業に係る総額が資金総額を超える見込みの場合は、資金総額の範囲内に調整する。
- (3) 機構は、対象者と締結した売買契約に基づき、5で定める品質に応じた単価で当該契約米穀を買い入れ、その後、飼料製造販売業者等に対し飼料用又はバイオエタノール用として販売する。

### 5. 単価(包装代を含み、消費税及び地方消費税相当額を除く。)

1等	10,500円/60kg
2等	10,000円/60kg
3等	9,500円/60kg
規格外	7,000円/60kg

以上